

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する 要綱案の取りまとめに向けた検討（１）

（前注）この資料では、公的機関からの情報取得制度の創設については、取り扱っていない。

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要なとされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

（説明）

1 財産開示手続の実施要件の見直し（本文(1)）

(1) 本文の概要

本文(1)は、民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）第1の1(1)の本文と同様に、民事執行法第197条第1項柱書きの規律を改め、金銭債権についての強制執行の申立てに必要なとされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるものとするを提案するものである。このような見直しをすべき根拠については、強制執行と財産開示手続とでは、本来、その申立てに必要なとされる債務名義の種類に差を設けるべきではないとの指摘のほか、民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明（以下「補足説明」という。）4頁以下及び部会資料14-1の1頁以下のとおりであり、部会のこれまでの議論においても、見直しに賛成する意見が多数あった。

(2) 仮処分命令に基づく申立てに関する検討

仮に、財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類を拡大し、金銭

債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするのであれば、民事保全法に基づく金銭の支払を命ずる仮処分についても、同様に、これに基づき財産開示手続の申立てをすることができることとなると考えられる。金銭の支払を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令が債務名義とみなされるからである（同法第52条第2項）。

このことに対しては、第14回会議において、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間を経過したときは保全執行をすることができないとされていること（民事保全法第43条第2項）との関係について、整理が必要ではないかとの指摘がされた。

ア 財産開示手続の実施との関係

まず、この期間遵守については、2週間の執行期間内に執行の着手があれば足り、執行が完了することまでは要しないと解釈されているため、財産開示手続において、どのような行為があれば「執行の着手」がされたといえるかが問題となり得る。

この点については、①仮処分に基づく財産開示手続の申立て（民事執行法第197条第1項）がされたことに着目する考え方、②財産開示手続の実施決定の債務者への発送（同条第4項）がされたことに着目する考え方などが考えられるが、いずれにしても民事保全法の解釈によることとなると思われる（注1）。

イ その後の強制執行の実施との関係

次に、金銭の支払を命ずる仮処分に基づき財産開示手続がされ、これにより判明した債務者財産に対して強制執行をする場合の帰趨が問題となり得る。通常であれば財産開示手続が実施されている間に上記2週間の執行期間が経過してしまうと考えられるため、その後に当該仮処分命令に基づく強制執行を行うことができないと考えられるからである。

そこで、財産開示手続により債務者財産に関する情報を得た債権者が採り得る手段としては、当該手続により判明した財産に対し、仮差押命令の申立てをすることが考えられるほか、改めて金銭の支払を命ずる仮処分を得た上で強制執行の申立てをすることが考えられる。

もっとも、定期金の支払を命ずる仮処分についての民事保全法第43条第2項の適用については、「仮処分命令の送達の日より後に支払期限が到来するものについては、送達の日からではなく、当該定期金の支払期限から同項の期間を起算するもの」と解されているため（最決平成17年1月20日集民216号57頁）、当該債権者は、改めて仮処分の申立てをしなくても、その後に支払期限が到来するものについて、財産開示手続により判明した債務者の財産に対する強制執行の申立てをすることができることとなると考え

られる。

(3) 本文に対する意見についての検討

本文1のような見直しをすることに対し、第14回会議において、①執行証書や支払督促を有する債権者が財産開示手続の申立てをすることについては、必ずしも具体的なニーズがあるとはいえないのではないかと指摘があったほか、②執行証書や支払督促に基づく財産開示手続の申立てを認めると、一部の悪質な貸金業者が、不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）情報の開示を求めることとなりかねないとの弊害があるのではないかと指摘があった。

もっとも、このうちの①の指摘に対しては、部会のこれまでの議論において、養育費の支払を求める場面等を念頭に置いて、執行証書に基づく財産開示手続の申立てを認めるべき必要があるとの指摘がされていたところであり、これに加えて、第14回会議では、公共料金の支払を求める場面を念頭に、支払督促に基づく財産開示手続の申立てを認める必要があるとの具体的な指摘があった。これらの指摘を踏まえれば、債務名義の種類が確定判決等以外のものである場合であっても、債権者の権利の実現のために債務者財産に関する情報取得が必要となる事案があり、このような事案に適切に対応することができるようにするためにも、一部の債務名義に基づく財産開示手続の申立てを一律に排除すべきではないと考えられる。

また、②の指摘に対しては、部会のこれまでの議論において、執行証書の活用をめぐる社会状況の変化が見られるとの反論や、債務名義の対象となっている権利関係等に争いがある場合には執行停止の裁判（民事執行法第36条第1項等）により対応することができるとの反論がされてきたところである。

第14回会議においては、以上のような議論の状況を踏まえ、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるようにした上で、不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）情報が開示させられるおそれがあるとの懸念がある事案については、個別的に執行停止の裁判（民事執行法第36条第1項等）によって対応するのが適当であるとする意見が多数あった。

2 手続違背に対する罰則の見直し（本文(2)）

本文2は、試案第1の1(2)と同様に、民事執行法第206条第1項の規律を改め、開示義務者の財産開示手続に関する手続違背（不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述をいう。）に対する罰則を強化することを提案するものである。このような見直しをすべき根拠については、開示義務者が不出頭により財産の全部又は一部を開示しない事件が少なからず生じている原因の1つが、手続違背に対する現行法の制裁が弱いことがあるとの指摘のほか、補足説明10頁及び部会資料1

4-1の8頁のとおりであり、部会のこれまでの議論においても、見直しに賛成する意見が多数あった。

なお、現行法よりも強力な制裁の内容については、現行の民事裁判手続における他の罰則規定の例を参考にすることが有益であると思われるが、部会のこれまでの議論においては、一つの選択肢として、民事執行法第205条第1項第1号（注2）を参考とする意見等が示された。

3 その他の意見についての整理等

試案第1の1(1)の注1では、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直す考え方が取り上げられており、注2では、再実施制限を緩和する考え方が取り上げられているが、これらの考え方については、部会のこれまでの議論において、様々な問題点が指摘されている。

部会のこれまでの議論や意見募集の結果において指摘された問題点は、補足説明6頁以下及び部会資料14-1の5頁以下のとおりであるが、これらを踏まえて第14回会議において示された意見については、概ね次のとおりである。

(1) 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し

現行法は、財産開示手続の申立てをするために、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が請求債権（執行債権）の完全な弁済を得ることができなかったこと（民事執行法第197条第1項第1号）、又は②知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったこと（同項第2号）を要件としている。これは、一般論として、財産開示手続が債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであるため、この手続を行う必要がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるとの考え方に基づくものである。

第14回会議においては、この要件の立証（疎明）が必ずしも容易でないとの評価を前提として、この要件の緩和を求める意見があった。

もっとも、このような意見に対しては、部会のこれまでの議論において、この要件に関する現在の裁判実務の状況を見ると、債務者の住居所在地の不動産登記事項証明書の提出等により債務者名義の不動産が見つからないことなどが確認されればそれで足りるとしている例が多いため、その疎明はそれほど困難ではないとの反論がされたほか、この要件を満たさないことを理由として申立てが却下された事例はほとんどないことが繰り返し指摘されてきたところであり、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易ではないとの評価は、現在の裁判実務を必ずしも正確に反映したものではないと思われるとの批判がされた。

このほか、第14回会議では、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の撤廃を求める立場から、その理由として、知れている財産に対する強制執行をす

れば債権者が請求債権の完全な弁済を得ることができる場合であっても、他に強制執行がより容易な財産があるかもしれないことを指摘する意見が示された。もっとも、このような意見は、財産開示手続を行う必要性がある場合に限ってこの手続を実施するのが相当であるとの上記考え方と整合しないと思われるほか、現行法において、債務者の財産の一部の開示により請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかとなった場合には、陳述義務を一部免除することができるものとしていること（民事執行法第200条第1項）とも矛盾すると考えられる。

(2) 再実施制限の緩和

現行法は、財産開示手続が実施された後3年以内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととし、債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得したときなどに限って、例外的に手続の再実施をすることができるものとしている（民事執行法第197条第3項）。これは、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする趣旨であり、再実施が制限されている期間中、他の債権者は、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することが想定されている。

第14回会議においては、この再実施が制限される期間を短縮すべきであるとの意見が示され、例えば、この期間を1年にすべきであるとの意見が示された。

もっとも、このような意見に対しては、第14回会議において、上記意見に従って再実施期間を短縮すると、債務者が、債務名義上の債務の弁済をするのに十分な財産を有していない限り、目立った財産状況の変化がなくても、債権者の申立てにより、例えば毎年、裁判所への出頭や財産の包括的な開示を強いられることとなり、それに伴う負担は小さくないとの批判がされた。

そこで、仮に再実施が制限される期間を短縮するとすれば、このような債務者の負担に配慮するための方策が問題となり得るところ、部会のこれまでの議論においては、財産開示手続の申立てが濫用的なものであるといえる場合にはその申立てを却下することができるようにすべきであるとの意見あった。しかし、どのような場合に「濫用的」であるといえるかについては必ずしも明らかではないと思われるほか、当該申立てが「濫用的」であることを債務者側において主張立証しなければならないとすれば、必ずしも債務者の負担の軽減につながらないとの指摘もあり得ると思われる。

また、再実施制限の緩和の要否の検討にあたっては、現行法においても、例外的に手続の再実施をすることができる場合が規定されているため（民事執行法第197条第3項各号）、これらの規定による対応の可否を踏まえた検討が必要であると考えられる。この観点からは、例えば、同項各号の例外要件の立証が困難であるか、実際に例外要件が立証されていないことを理由として再実

施が却下された事案があるかなどを検討する必要があると思われるが、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、そのような立証の困難性等を具体的に指摘する意見は見当たらなかった。部会のこれまでの議論においては、債務者の資産状況の変動の頻度に関して、近時では勤務先が変わる頻度が高まっているなどの指摘がされたが、この例外要件の一つである財産開示期日後の雇用関係の終了（同項第3号）の立証は、それほど困難なことではないとの指摘があり得る（注3）。このほか、第14回会議においては、再実施制限の緩和を求める立場であっても、現行法の規律の下で、手続の再実施をすることができなかったことにより具体的な支障が生じた事案があるわけではないなどの指摘があった。

（注1） 各種の保全命令の執行の場面において、どのような行為があれば「執行の着手」があったといえるかについては、解釈に委ねられているが、例えば、①不動産仮差押命令の執行については、保全執行裁判所が仮差押えの登記の嘱託を発した時、②債権仮差押命令の執行については、保全執行裁判所が第三債務者に対して仮差押命令を送付した時、③動産仮差押命令については、執行官が目的物の差押えや搜索等の強制行為に出た時に、それぞれ「執行の着手」があったといえるとされている。そして、金員の支払を命ずる仮処分は、金銭債権に関する強制執行の例によって執行されるから、その強制執行の方法に応じて、上記①から③のいずれかの時点で執行の着手があったと考えられるとされている。

（注2） 民事執行法第205条第1項第1号は、不動産競売における売却基準価額の決定に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者を処罰するものであり、その法定刑は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金である。

このほか、部会のこれまでの議論においては、民事執行手続の妨害に対して懲役刑が科されている例としては、例えば、強制執行を妨害する目的で、強制執行を受けるべき財産を隠匿するなどの行為を処罰するもの（刑法第96条の2等。3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はこれらの併科）があることが紹介されたほか、破産手続においては、破産者（債務者）が、その所有する不動産、現金等の財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならないとされており、この手続違背（書面の提出拒絶、虚偽の書面の提出）は刑事罰の対象とされていること（破産法第41条、第269条。3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科）などが紹介された。

（注3） 既に実施された財産開示手続において債務者の勤務先が判明した場合には、債権者が、当該勤務先における給与の差押えをすることが想定されるが、債務者と勤務先との雇用関係が終了している場合には、第三債務者の陳述（民事執行法第147条）等により、その旨が明らかになるものと考えられる。

2 金融機関等から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 預貯金債権に関する情報取得

金融機関（注）から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ 振替社債等に関する情報取得

振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項）から、振替社債等（同法第2条第1項に規定する社債等であって同条第2項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。以下同じ。）に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、当該振替機関等に開設された口座において債務者が有する振替社債等の有無のほか、その振替社債等に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項とするものとする。

（注） 「金融機関」とは、具体的には、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④信用協同組合、⑤協同組合連合会、⑥労働金庫、⑦労働金庫連合会、⑧株式会社商工組合中央金庫、⑨農業協同組合、⑩農業協同組合連合会、⑪漁業協同組合、⑫漁業協同組合連合会、⑬水産加工業協同組合、⑭水産加工業協同組合連合会、⑮農林中央金庫のほか、郵政民営化前の郵便貯金の一部を承継している⑯独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を指す。

(2) 情報取得の要件

ア 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、金融機関等（前記(1)の金融機関及び振替機関等をいう。以下同じ。）に対し、債務者の預貯金債権等（前記(1)の預貯金債権及び振替社債等をいう。以下同じ）に関する情報提供を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

（7）強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

（イ）知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

イ 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、金融機関等に対し、債務者の預貯金債権等に関する情報提供を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

(7) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(4) 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記(7)の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

(3) 手続の概要

ア 金融機関等からの情報取得の手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは金融機関等の普通裁判籍を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 前記(2)の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(4) 回答の送付先等

ア 前記(2)の決定により情報提供を命じられた金融機関等の回答は、執行裁判所に対してするものとする。

イ 前記アの回答がされたときは、執行裁判所は、申立人及び債務者に回答書の写しを送付しなければならないものとする。

ウ 金融機関等からの情報取得の手続に係る事件の記録中の金融機関等の回答に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(7) 申立人

(4) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(4) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(イ) 債務者

(オ) 当該回答をした金融機関等

(5) 第三者に対する費用等の支払

ア 民事執行法第42条（第2項を除く。）の規定は、金融機関等からの情報取得の手続について準用するものとする。

イ 情報提供を命じられた金融機関等は、執行裁判所に対し、回答に要する費用等を請求することができるものとする。

(6) 情報の保護

ア 情報の目的外利用の制限

(7) 申立人は、金融機関等からの情報取得の手続において得られた債務者の預貯金債権等に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

(4) 前記(4)ウ(イ)又は(ウ)に掲げる者であって、金融機関等からの情報取得の手続に係る事件の記録中の金融機関等の回答に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 目的外利用に対する罰則

前記アの債務者の預貯金債権等に関する情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

(説明)

1 制度の対象となる第三者と情報の範囲

(1) 預貯金債権に関する情報取得 (本文(1)ア)

本文(1)アは、試案第1の2(2)アと同様に、金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けることを提案するものであり、この場合において取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項(取扱店舗、預貯金の種類及び額等)とすることが想定されている。

このような制度を設けるべき根拠については、平成15年改正で創設された財産開示手続の運用状況を踏まえれば、債務者自身の陳述により債務者財産に関する情報を取得する制度には一定の制度的な限界があることが認識されるに至ったため、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が必要であるとの指摘や、とりわけ預貯金債権については、その差押えの実務における特殊性(申立ての際に取扱店舗を限定しなければならないとされていること)を踏まえれば、預貯金債権に関する情報を金融機関から取得する必要性が特に高いとの指摘がされているほか、補足説明13頁以下のとおりであり、部会のこれまでの議論においても、制度の創設に賛成する意見が多数あった。

(2) 振替社債等に関する情報取得 (本文(1)イ)

ア 本文の概要

本文(1)イは、試案第1の2(2)の注の考え方を踏まえ、振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項のとおり、振替機関及び口座管理機関をいう。)から、債務者の振替社債等に関する情報を取得する制度を設け、

この場合において取得すべき情報の範囲については、当該振替機関等に開設された口座において債務者が有する振替社債等の有無のほか、その振替社債等に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項とすることを提案するものである（部会資料14-1の第2の1の乙案参照）。

「振替社債等」とは、社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項に規定する社債等（社債のほか、国債、地方債、投資信託の受益権、株式、新株予約権、新株予約権付社債などが含まれている。）のうち、同条第2項に規定する振替機関（株式会社証券保管振替機構及び日本銀行）が取り扱うものをいう。

現行の振替制度では、一般投資家は、通常、振替機関から直接口座の開設を受けるのではなく、直接口座管理機関（振替機関から振替のための口座の開設を受けている金融商品取引業者や銀行等）又は間接口座管理機関（他の口座管理機関から振替のための口座が開設されている金融商品取引業者や銀行等）から口座の開設を受け、当該口座で取引を行うものとされている。そうすると、振替機関とある一般投資家との間に複数の口座管理機関が介在することがあり得るが、そのような場合において、当該一般投資家の有する振替社債等に関する情報を把握することができるのは、当該一般投資家の口座が開設されている直近上位の口座管理機関のみであると考えられる。本文(1)イは、このような状況を踏まえ、情報提供を命じられた振替機関等が回答すべき情報の対象については、当該振替機関等において債務者のために開設された口座で取り扱われている振替社債等に関するものとなることを想定している。

イ 振替社債等に関する情報取得の必要性に関する検討

部会のこれまでの議論では、制度の対象とする第三者と情報の範囲について、基本的には、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別的に検討するアプローチに沿った検討が進められてきた。部会資料14-1においては、試案第1の2(2)の注の考え方のうち、株式、投資信託受益権等（振替制度により取り扱われるものに限る。）に関する情報を取得する制度を設ける考え方が【乙案】として提示されているが、第14回会議においては、この考え方に賛同する意見が示された一方で、振替社債等に関する情報取得の必要性が特に高いと評価することができるかについて、更に検討する必要があるのではないかと指摘があった。

そこで、振替社債等に関する情報取得の必要性に関するこれまでの議論を改めて整理してみると、この「必要性」の程度の評価については、次のように、いくつかの異なる視点からの指摘がされてきたように思われる。

(ア) 差押えの対象としての必要性（重要性）に着目するアプローチ

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、近年における私人

（法人を含む。）の資産の保有形態の変化（現金、預貯金による保有から金融商品による保有に変化したこと）に着目し、強制執行による債権回収のために各種の金融商品を対象とする差押命令の申立てをする必要性（重要性）が増しているとの指摘があり、これを補強するものとして、例えば、民間非金融法人（金融機関以外の民間の法人）の保有する資産としては「株式等」の方が「現金・預金」よりも多いことなどが指摘されている。これらの指摘は、近年においては、強制執行による債権回収において、株式や投資信託受益権等を対象とする差押命令の申立てをする必要性（重要性）が増していることを指摘するものと整理し得る。

また、強制執行の対象となり得る金融商品には様々なものがあるところ、強制執行の対象としての必要性（重要性）は、その金融商品の種類によって異なり得るとの指摘があり得る。第14回会議においては、例えば、上場されていない株式等のように必ずしもその換価が容易ではない有価証券については、必ずしもその必要性（重要性）が高いとはいえないとの指摘がされた。

他方で、市場性のある上場株式等については、通常、財産的価値が大きく、その換価が容易であることに加えて、振替社債等に関する強制執行の規律（民事執行規則第150条の2以下参照）の整備により、その換価の手段が確立されていることなどを考慮すれば、債権回収のために重要な財産であるといえるとの指摘があり得る。これに加えて、現在の裁判実務においては、振替社債等に関する強制執行は、差押えの対象となる振替社債等の種類を限定することなく、振替社債等全般を対象とする包括的な申立てによることができるものとされていることを踏まえれば、このような包括的な申立てをしようとする債権者にとっては、例えば、振替株式のみに関する情報取得では不十分であり、全ての種類の振替社債等に関する情報を取得することが重要であるとの指摘があり得る。

（イ）探索的な差押えが許容されていることとの関係に着目するアプローチ

我が国における債権差押えの実務は、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。部会のこれまでの議論においては、このような探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている裁判実務の下では、この制度を利用して情報を取得するまでもなく、債権者が債権差押命令の申立てをすることが可能な場合が少なくないとの指摘がされた。そして、債権差押えの実務における預貯金債権の特殊性（取扱店舗を限定しなければならないとされていること）を踏まえれば、預貯金債権に関する情報を金融機関から取得することについて必要性が特に高いといえる一方で、これ以外の財産については情報取得の必要性が特に高い

とはいえないのではないかと指摘がされた。

しかし、このような指摘に対しては、部会資料14-1の11頁のとおり、振替社債等のように処分が極めて容易なものについては、探索的な差押えの方法には限界がある旨の批判がある。すなわち、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、まず、現状において振替社債等の取扱いをしている口座管理機関が極めて多数であるとの現状認識を前提として（注1）、債務者の取引口座（株式や投資信託受益権の取引のために開設された口座）があると予想される振替機関等が複数存在する場合や、債務者の取引口座がどの振替機関等に開設されているか全く分からない場合においては、各振替機関等に対する探索的な差押えを同時に行うためには、請求債権を振替機関等ごとに割り付けなければならないから、同時に探索的な差押えの申立てをすることができる振替機関等の数には限界があるほか、そのような請求債権の割付けを適切に行うためには、強制執行に先立ち、債務者の取引口座が開設された振替機関等や当該口座で管理されている振替社債等の内容を把握する必要があるとの反論が寄せられた。また、仮に探索的な差押えを行うことにより債務者が取引口座を開設している振替機関等が結果として判明し、請求債権の一部については当該振替機関等における振替社債等から回収することができたとしても、他の振替機関等に割り付けられた部分の差押命令が空振りに終わったときには、債権者は、債務名義の還付を受けた上で改めて差押命令の申立てをしなければならないが、差押えの対象となる財産が振替社債等のように容易に処分することができるようなものであれば、再度の差押命令の送達までの間に、債務者がその財産を処分してしまう危険があると考えられる。これらを踏まえれば、我が国における債権差押えの実務においては探索的な差押えが緩やかに許容されているとはいえ、振替社債等を念頭におけばこの方法による差押えには一定の限界があるとも考えられる。

また、振替機関等から情報を取得する手続を新たに設けた場合には、債権者においてどの振替機関等からの情報取得を求めるのかを特定する必要があると考えられるとはいえ、債権者が同時に複数の申立てをすることを禁止する旨の規律を設けないのであれば、基本的に任意の数の振替機関等から、同時に、債務者の有する振替社債等の有無や内容に関する情報を取得することが可能となると考えられる。また、仮に本文(2)から(4)までの規律を前提とするのであれば、債権者が振替社債等に関する強制執行の申立てをしようとしていることを債務者に知られることなく、振替機関等からの回答を得ることができることとなるため、債務者による財産隠匿を回避するための有力な手段となるとの指摘があり得る。

これらの指摘等を踏まえると、探索的な差押えの方法が許容されている

現状を考慮してもなお、特に振替社債等に関する情報を取得する必要性があるとする考え方にも一定の合理性があるように思われる。

ウ 回答に要する事務負担や振替機関等の対応能力に関する検討

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては、事柄の性質上、第三者に回答のための事務的な負担を課することとなるため、第三者の回答に要する事務的な負担や対応能力の程度を考慮した検討が必要となる。第14回会議においては、振替社債等に関する情報をこの制度の対象とすることの当否について議論するに当たり、振替機関等における情報管理の体制等を改めて検討する必要があるとの指摘がされた。

そこで、この観点からの議論を改めて整理してみると、まず、意見募集の結果においては、振替社債等を取り扱うための口座が開設されている銀行や証券会社等においては内部に情報管理システムを整備していることから、これらの情報提供をすることに伴う第三者の負担は、必ずしも大きいものではないとの指摘がされている。

これに加えて、振替社債等の差押えに関する現在の裁判実務においては、債務者の振替口座が開設された振替機関等の取扱店舗や債務者が有する振替社債等の種類や銘柄等を具体的に特定しない形で差押命令を発令することが許容されており、差押命令の送達を受けた振替機関等は、裁判所書記官からの催告に基づき、差押えに係る振替社債等の存否等を陳述しなければならないとされている（民事執行規則第150条の8、民事訴訟法第147条第1項）。このような裁判実務を踏まえれば、振替社債等に関する情報をこの制度の対象とする場合においても、情報提供を命じられた振替機関等において、当該振替機関等において開設された口座における債務者の振替社債等の存否や、その振替社債等の差押えをするために必要な情報を回答することは可能ではないかと考えられる。

(3) 振替社債等以外の金融商品に関する情報取得についての検討

ア 金融商品全般を対象とすることを求める意見について

第14回会議では、振替社債等以外の「金融商品」についても、債務者との間における金融商品の取引に何らかの形で関与している銀行や証券会社等からの情報取得を可能とすること求める意見も示された。第14回会議で示された上記意見が「金融商品」として具体的にどのような財産を念頭に置いているのかは必ずしも明らかではないものの、例えば、金融商品取引法第2条第24項によれば、「金融商品」には、有価証券や預貯金債権のほか、通貨や、一部のデリバティブ取引などが含まれるとされている。

このような意見の中には、まず、情報取得の対象となる金融商品の種類等を限定せず、債務者が保有していると考えられる「金融商品」全般を対象とすることを求めるものがあった。これに対しては、第14回会議において、

投資家の行う金融商品取引に銀行等の金融機関が関与する場面には、当該金融機関が直接販売するもののほかに、他の金融機関の販売を仲介するにすぎないものがあることを前提として、前者の場面であっても、金融商品の種類によっては、各金融機関が債務者の保有する金融商品に関する情報を本店でまとめて管理しているとは限らないとの批判もされるなど、第三者において情報提供に応ずることが實際上適当でない事案があり得るのではないかとの反論がされた。また、後者の場面についても、取引を仲介した金融機関が情報提供を命じられた時点でも現に債務者の金融商品を管理しているとは限らないことを考慮すれば、そのような金融機関に対して当該金融商品に関する情報提供を義務付ける根拠を説明することができないのではないかとの批判がされた。

また、部会のこれまでの議論においては、この制度の対象となる「金融商品」を広く設定した上で、第三者において情報提供に応ずることが實際上適当でない事案については、一定の拒絶事由を法定することによって対応を図るという考え方もあり得ないではないとの意見が示されたものの、情報取得の必要性や実際の情報提供の内容等を踏まえた個別的な場面を具体的に想定することなく、適切な拒絶事由を設けることは困難であるなどの指摘があった。

イ 個別の金融商品を念頭においた意見について

第14回会議においては、振替社債等以外の金融商品として、上場されていない株式（株券）などの有価証券や仕組債のようなデリバティブ取引に基づく権利などがあり得るのではないかとの指摘がされた。

しかし、第14回会議では、上場されていない株式（株券）などの有価証券についてはその換価が容易ではないことから、そして、仕組債については銀行等の金融機関において一般的に販売されているわけではなく、一部の証券会社のみで販売されているという特殊な事情があることから、それぞれ必ずしもその情報取得の必要性（重要性）が高いとはいえないとの指摘がされた。このような指摘に関連するものとして、例えば、現在の裁判実務において、振替社債等に関する強制執行の申立てと比較して、これらの財産の差押命令の申立てがされる例が必ずしも多くないとの指摘があり得る。

また、部会のこれまでの議論においては、金融機関等が債務者から有価証券の寄託を受けてこれを保護預りする場合があることを念頭に、これらの場合に対応するために、金融機関等が債務者のために保護預りしている有価証券等に関する情報を取得する必要があるのではないかとの指摘があった。しかし、このような指摘に対しては、第14回会議において、金融機関等によっては、各支店において保護預りしている有価証券の内容を本店で把握しているとは限らないため、この制度の対象としても対応することが困難である

との批判がされた。

(4) 生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報取得について

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、債務者の有する生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報を生命保険会社から取得する制度を設けることを求める意見があった。この意見は、近年における私人の資産の保有形態の変化を理由に、強制執行による債権回収のために生命保険契約解約返戻金請求権を対象とする差押命令の申立てをする必要性（重要性）が増している旨を指摘しようとするものと思われる。

もっとも、このような生命保険契約解約返戻金請求権の捉え方については、部会のこれまでの議論において、生命保険契約解約返戻金の額が通常は既払の保険料の額よりも少額であることなどを考慮すれば、生命保険契約解約返戻金請求権が一般的な投資の対象や資産保有の手段であるとはいえず、社会的な実態として預貯金債権や振替社債等と同視し得るようなものということもできないのではないかと指摘がされた。特に、第14回会議においては、生命保険契約に基づく将来の保険金の支払が債務者の生活維持のために重要な役割を果たす場面があり得るとの事実認識を前提として、生命保険契約解約返戻金が差し押さえられ、生命保険契約が解約されてしまうと、他の財産（預貯金債権や振替社債等）が差し押さえられた場合と比較して、事実上、債務者に大きな不利益を与え得るとの指摘がされた。

また、部会のこれまでの議論においては、我が国における債権差押えの実務においては探索的な差押えが比較的緩やかに許容されていることを踏まえると、第三者から情報を取得する新たな制度を利用するまでもなく、債権者が生命保険契約解約返戻金請求権に対する差押命令の申立てをすることが可能であることが繰り返し指摘されてきた。そして、差押えの対象となる財産が振替社債等のように流動的で容易に処分することができるようなものである場合には探索的な差押えに限界があるとも考えられるとの指摘もあり得るが、生命保険契約解約返戻金請求権には、預貯金債権や振替社債等ほどの流動性や処分の容易性は認められないのではないかと反論があり得ると考えられる。

このほか、第三者から情報を取得する必要性については、債務者による財産隠しを防ぐため、債権者が強制執行の準備をしていることを債務者に知られることなく、債務者財産に関する情報を取得することができるようにする必要があるとの指摘がされているが、一方で、生命保険契約解約返戻金請求権が差し押さえられた場合についての債務者の不利益に着目する上記指摘を踏まえれば、債権者が生命保険契約解約返戻金請求権に対する強制執行の申立てをしようとしていることを債務者に知られることなく、保険会社から情報を取得することができるような手続を設けることには、異論があり得ると考えられる。

2 情報取得の要件（本文(2)）

(1) 本文の概要

本文(2)は、試案第1の2(3)アの提案及び部会のこれまでの議論を踏まえ、金融機関等からの情報取得の要件については、基本的に（手続の再実施制限に関する規律を除き）、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様とするものとする考え方に沿って、その要件をより具体的に記載している。このような考え方の根拠については、この手続が、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものである点で、財産開示手続と同様の特質を有すると考えられるとの指摘のほか、補足説明23頁以下及び部会資料14-1の16頁以下のとおりであり、部会のこれまでの議論においても、この考え方に賛成する意見が多数あった。

まず、本文(2)アは、金融機関等から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類については、財産開示手続の実施要件の見直し後の規律（本部会資料本文1(1)）と同様に、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、この手続の申立てをすることができるものとするを提案している。その上で、この手続による情報取得のためには、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることに加えて、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号参照）が備わっていることを要するものとするを提案している。

また、本文(2)イは、現行の財産開示手続と同様に、一般の先取特権を有する債権者にも、金融機関等からの情報取得の手続の申立てを認めることを提案している。

(2) 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の要否

第14回会議では、財産開示手続の実施要件のうち先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直さないものとした場合であったとしても、金融機関等からの情報取得については、この要件を不要とすべきであるとの意見があった。この意見は、その理由として、①先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易でないとの評価と、②知れている財産に対する強制執行をすれば債権者が請求債権の完全な弁済を得ることができる場合であっても、他に強制執行がより容易な財産があるかもしれないとの指摘を掲げるものと思われる。

しかし、現行の財産開示手続の見直しに関する検討のとおり、上記①の評価に対しては、部会のこれまでの議論において、現在の裁判実務を必ずしも正確に反映したものではないとの批判がされたところである。また、上記②の指摘に対しては、金融機関等からの情報取得は、財産開示手続と同様に、債務者の秘密に属する情報を強制的に取得するものであるため、この手続を行う必要性

がある場合に限り情報取得を命ずるのが相当であるとの考え方との関係が問題となる。

このほか、金融機関等からの情報取得の要件を財産開示手続の実施要件よりも緩やかなものとする上記考え方については、金融機関等からの情報取得の要件を満たしている場合であっても、財産開示手続の実施要件を満たしているとは限らないこととなることから、金融機関等の守秘義務等と情報提供義務との関係を整理するに当たり、財産開示手続による債務者自身の開示義務と関連づけて説明するアプローチ（補足説明 17 頁参照）を採ることができなくなってしまうのではないかと批判もあり得る。

(3) 財産開示手続の前置の要否

ア 部会のこれまでの議論の概要

試案第 1 の 2(3)では、第三者から情報を取得する手続と財産開示手続の先後関係について、甲案（財産開示手続を前置する必要があるとする考え方）と乙案（前置を不要とする考え方）の双方が両論併記で提示された上で、さらに、注において、金融機関からの預貯金債権に関する情報取得の場面についての規律が提示されている。

このような試案の提案に関しては、試案のとりまとめに至るまでの部会の議論や意見募集の結果において、少なくとも、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続を念頭に、財産開示手続を前置するものとする試案の第 1 の 2(3)イ甲案の考え方に賛成する意見と、財産開示手続を前置せず、かつ第三者に対して情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前であっても第三者は情報提供を行うものとする試案の第 1 の 2(3)注の考え方に賛成する意見とが主に示されてきたものと考えられる。

このような議論の状況を踏まえ、部会資料 14-1 の 17 頁においては、金融機関等から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係等について、①金融機関等から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前 3 年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする考え方と、②先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関等から情報を取得する手続の申立てをすることができるものとした上で、情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前であっても、金融機関等は情報提供を行うものとする考え方が提示されたところであるが、第 14 回会議においては、このうちの②の考え方を支持する意見が多数あった。

イ 債務者に対する手続保障についての検討

(ア) ②先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関等から情報を取得する手続の申立てをすることができるものとした上で、情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前であっても、金融機関等は情報提供を行うものとする考え方によれば、基本的には、債務者がこの決定に対する不服

申立てをすることができなくなると考えられる。このような帰結に対しては、第14回会議において、財産開示手続においては債務者に執行抗告の機会があることとの関係をどのように整理するのかを検討する必要があるとの指摘がされたほか、不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）金融機関等から債務者の預貯金債権等に関する情報が開示されてしまった場合の手当てについても検討する必要があるとの指摘がされた。

- (イ) そこで、これらの指摘について改めて検討してみると、まず、財産開示手続と金融機関等から情報を取得する手続の違いについては、この手続により開示される情報が、特定の金融機関等における債務者の預貯金債権等の有無やその残高等に限られることから、金融機関等からの情報提供によって債務者が被る不利益が、財産開示手続と比べて必ずしも大きくないとの指摘があり得る。

また、金融機関等から情報を取得する手続により開示される情報は、仮にその預貯金債権等が差し押さえられれば、第三債務者である金融機関等が裁判所書記官からの陳述催告（民事執行法第147条第1項、民事執行規則第150条の8）に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないものであり（同規則第135条第1項等）、かつ、この場面においては債務者には事前の反論の機会とは与えられていない（民事執行法第145条第2項）との指摘もあり得る。

これらの指摘によれば、仮に、金融機関等から情報を取得する手続により不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）債務者の預貯金債権等に関する情報が開示されることがあったとしても、その場合には、故意又は過失により債務者の権利・利益が害されたことなどを理由とする債権者に対する損害賠償請求によって対応すれば足りるとの指摘があり得る。そして、部会のこれまでの議論においては、債務者がこの損害賠償請求をする機会を実質的に保障するためには、この手続により金融機関等からの回答がされた際には、債務者がその回答内容を確認することができるようにしておく必要があるとの意見があった（本文(4)イ参照）。

このほか、部会のこれまでの議論においては、金融機関等からの情報提供がされた後に債務名義上の債権の存在が否定されるに至った場合への対処については、取得した情報の目的外利用の制限により、その情報の保護を図ることができるのではないかとこの指摘もされた。

- (ウ) 以上のような指摘を踏まえれば、債務者に対する手続保障としては、この手続により金融機関等からの回答を債務者が事後的に確認することができるようにしておく必要があるものの、これに加えて特段の手当て

をする必要はないとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

3 手続の概要

(1) 管轄（本文(3)ア）

第三者から情報を取得する手続を新たに創設するに当たっては、その事件を取り扱う執行機関や管轄などに関する規律を整備する必要がある。

部会のこれまでの議論においては、金融機関等から情報を取得する手続に係る事件の記録中の金融機関等の回答に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）の便宜を考慮すれば、金融機関等からの回答を債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所に集約するのが良いとの意見が示された。そこで、本文(3)アは、第一次的には、金融機関等から情報を取得する手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとすることを提案している。

もっとも、債務者の普通裁判籍がない場合に、第三者から情報を取得する手続を利用することができなくなるのは不都合であるとの指摘があり得る。そこで、本文(3)アは、債権執行事件の管轄に関する民事執行法第144条の規律を参考に、債務者の普通裁判籍がないときには、補充的に、金融機関等の普通裁判籍を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとすることを提案している。

(2) 決定の告知に関する規律

裁判所の決定は、決定の名宛人に対して相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるのが原則であるから（民事執行法第20条，民事訴訟法第119条），金融機関等に対して情報提供を命ずる決定についても，特別の規律を設けない限り，当該金融機関に対して告知されたときにその効力を生ずることとなり，債務者に対してその告知をすることを要しないこととなると思われる。

そして，上記2(3)アのとおり，部会のこれまでの議論においては，情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前であっても，金融機関等は情報提供を行うものとする考え方を支持する意見が多数あった。

そこで，本文では，決定の告知に関して特別の規律を設けることは提案していないが，この点についてどのように考えるか。

(3) 情報提供を命ずる決定に対する不服申立てに関する規律

金融機関等に対して情報提供を命ずる決定がされた場面において，この決定が債務者に告知される前であっても金融機関等が情報提供を行うものとする考え方によれば，基本的には，債務者がこの決定に対する不服申立てをすることができないこととなると考えられるが，当該金融機関等からの不服申立てについては，①当該金融機関等からの執行抗告を認める考え方と，②当該金融機関等からの不服申立ての方法としては執行異議のみを認める考え方があり得る。

部会のこれまでの議論においては、このうちの②の考え方を支持する意見が多数あった。その支持の根拠としては、この手続により回答すべき情報には、基本的には、情報提供を命じられる金融機関等が秘匿する独自の利益があるわけではないとの指摘がされた（注2）。また、類似の場面における現行の規律としては、例えば、債権執行事件において、裁判所書記官から催告を受けた第三債務者は、債務者の有する債権の有無等に関する事項を執行裁判所に陳述する義務を負うが（民事執行法第147条第1項）、この場面において、当該第三債務者は、当該催告に対して執行抗告をすることができないとされていることが参考になると思われる（注3）。

そこで、本文では、情報提供を命ずる決定に対して執行抗告をすることができるとする規律を提案することとはしておらず、この場面における不服申立ての方法としては、執行異議（民事執行法第11条）を想定することとしているが、どのように考えるか。

(4) 申立てを却下する決定に対する不服申立てに関する規律（本文(3)イ）

本文(3)イは、現行の財産開示手続と同様に、金融機関等から情報を取得する手続の申立てを却下する裁判に対しては、申立人が執行抗告をすることができるとすることを提案している。この手続の申立てが却下された場合には、債権者は強制執行の準備のための必要な情報を取得することができないという不利益を被ることとなるため、上級審による審査を受ける機会を保障する必要があると考えられるからである。

4 回答の送付先等

(1) 回答の送付先（本文(4)ア）

本文(4)アは、基本的に試案第1の2(4)前段と同様に、この手続における回答の送付先について、この手続により情報提供を命じられた金融機関等が、執行裁判所に対して回答をするものとすることを提案するものである。

(2) 債権者が回答内容を確認するための手続（本文(4)イ）

この手続における回答の送付先を執行裁判所とした場合において、申立人（債権者）がその回答内容を確認する方法としては、例えば、回答書の送付を受けた執行裁判所が申立人に対して回答があった旨の通知をするものとした上で、申立人が記録の閲覧等（民事執行法第17条）をするという手続の流れを想定することが考えられる。

もっとも、このような方法を想定することに対しては、部会のこれまでの議論では、記録の閲覧謄写にはそれなりの時間がかかってしまうとの懸念を前提として、申立人がより速やかに債務者財産に関する情報を入手することができるような仕組みを設けることができれば、より迅速な権利の実現につながるなどの意見があった。そのような方策としては、①債権差押えの場面における第三債務者の陳述（民事執行法第147条）に関する現行の運用を参

考にして、情報提供を命じられた金融機関等が、執行裁判所に対して回答書を送付するとともに、申立人に対しても同内容の回答書を送付するという手続の流れと、②執行裁判所が、金融機関等から回答書を受領した後に、その回答書の写しを申立人に送付するという手続の流れが考えられる。このうちの①の手続を想定することに対しては、第14回会議において、回答書の送付を義務付けられることとなる金融機関等の負担等を懸念する意見があった。

そこで、本文(4)イは、上記②の手続を基本とすることを提案するものであるが、どのように考えるか。なお、このような規律を設けた場合であっても、金融機関等の協力が得られる限りにおいて、上記①の手続に沿った処理をすることが許容され得る（その場合には裁判所からの回答書の写しの送付は不要となる）との考え方があり得る。

(3) 債務者が回答内容を確認するための手続（本文(4)イ）

部会のこれまでの議論においては、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関等から情報を取得する手続の申立てをすることができるとした上で、情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前に金融機関等が情報提供を行うものとする考え方を採用するにしても、この手続により開示される情報が債務者の個人情報に属するものであることを踏まえれば、金融機関等からの回答がされた際には、債務者がその回答内容を確認することができるようしておく必要があるとの意見があった（上記2(3)イ参照）。

本文(4)イは、このような意見を踏まえ、金融機関等からの回答がされたときは、執行裁判所が申立人のほか、債務者にも回答書の写しを送付しなければならないものとすることを提案するものである。このような規律を設けた場合には、債務者への送付をすべき時期については、執行裁判所の運用に委ねられることとなるが、債務者による財産隠しの危険を避ける必要があることを踏まえれば、申立人への送付から相応の期間が経過した後に、債務者への送付をするのが相当であると考えられる。

もっとも、債務者が回答書の内容を確認するための手続としては、本文の提案とは異なり、例えば、回答書の送付を受けた執行裁判所が債務者に対して回答があった旨の通知をするものとした上で、債務者が記録の閲覧等（民事執行法第17条）をするという手続の流れを想定する考え方もあり得る。このような考え方は、債務者は、当該回答をした金融機関に対する自らの預貯金債権等の有無や内容を知っているはずであるから、回答内容そのものを改めて確認する必要はなく、この手続による回答があった旨を確認できれば足りると考えるものと思われる。

なお、部会のこれまでの議論では、この手続による情報取得に当たっては、可能な限り、債務者財産に関する情報を収集しようとしていることを債務者に知られないようにする必要があるとの指摘があったところ、この指摘をよ

り一層重視する立場に立つとすれば、一定の場合（例えば、金融機関等から寄せられた回答の内容が債務者の預貯金債権等がない旨である場合）には、債務者に対してこの回答の写しを送付しないものとするとの考え方もあり得ないではないように思われる。もっとも、このような考え方に対しては、債権者が不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）金融機関等から情報を取得する手続の申立てをする場面があり得ることを考慮すれば、金融機関等から寄せられた回答の内容にかかわらず、債務者に対して、一定の通知することで、請求異議の訴えを提起する機会を保障する必要があるのではないかと批判があり得る。そこで、本文(4)イでは、例外なく、金融機関等から寄せられた回答書の写しを債務者に送付するものとしているが、この点について、どのように考えるか。

(4) 閲覧等の請求をすることができる者の範囲（本文(4)ウ）

本文(4)ウは、試案第1の2(4)後段と同様に、金融機関等からの回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該金融機関等のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者等に限る、することができるものとするを提案している。

5 第三者に対する費用等の支払等

(1) 費用の負担（本文(5)ア）

ア 本文の概要

本文(5)アは、現行の財産開示手続と同様に、金融機関等から情報を取得する手続の「費用で必要なもの」については、民事執行法第42条の規定を準用することで、債務者の負担とすることを提案するものである。金融機関等からの情報取得の手続は、債権者が、債務者からの任意の支払を受けられないために、強制執行の申立てをする準備として、債務者財産に関する情報を取得しようとするものであるから、そのために要した費用は、債務者が負担するのが適当であると考えられるからである。

イ 債務者の預貯金債権等がない旨の回答が寄せられた場面の検討

第14回会議においては、この手続に要する費用の負担に関して、例えば、債務者の有する預貯金債権等がない旨の回答が金融機関等から寄せられた場合であっても、その費用を債務者の負担とすることができるかについて、検討する必要があるのではないかと指摘があった。

現行の民事執行法第42条第1項は、強制執行がその目的を達して終了した場合に関する規定であるとされており、申立ての取下げ等により強制執行が目的を達しないで終了したときは、それまでの手続に要した費用については同項の適用はないと解釈されている。このこととの対比からすれば、債務者の有する預貯金債権等がない旨の回答が寄せられた場合の費用の負担については、最終的には同項の解釈に委ねられる問題であると思われるが、その

際の一つのアプローチとしては、このような回答が金融機関等から情報を取得する手続の目的を達するもの評価できるかという観点から検討することが考えられる。

第14回会議においては、債務者の預貯金債権等がない旨の回答が寄せられた場合であっても、その費用を債務者の負担とすべきであるとの意見があった。この意見は、金融機関等から情報を取得する手続においては、第一次的には当該金融機関等における債務者の預貯金債権等の「有無」を調査するのが目的となっていると捉えれば、金融機関等からの回答が寄せられた以上は、当該金融機関において債務者の預貯金債権等がなくても、手続の目的を達していると評価するものと思われる。

他方で、金融機関等から情報を取得する手続による情報取得の目的について、この手続により判明した財産に対する強制執行の申立てをすることを目指すものである点を強調すれば、債務者の預貯金債権等がない旨の回答が寄せられた場合には、この手続の目的を達したとはいえないとの解釈する立場もあり得るものとも思われる。

(2) 金融機関等に対する費用の支払（本文(5)イ）

ア 本文の概要

本文(5)イは、試案第1の2(5)と同様に、金融機関等が、その回答に要する費用等を請求することができるものとすることを提案している。

イ 費用の額等の定め方

金融機関等がその費用等を請求するための具体的な手続については、裁判手続の中で一定の協力義務を負う第三者に対して費用等の支払をする例として、調査嘱託に関する規律やその裁判実務における運用が参考になると考えられる。すなわち、現行の規律においては、調査嘱託については、請求により、必要な費用等を支給することとされているが（民事訴訟費用等に関する法律第20条第1項）、その額については裁判所が相当と認めるところによるとされており（同法第26条）、申立人は、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、費用として、その概算額を予納しなければならないとされている（同法第11条第1項第1号、第12条第1項）。

これに対しては、部会のこれまでの議論や意見募集の結果において、第三者からの費用請求の手続を簡便なものとするなどの観点から、金融機関等に対して支払う費用等の額を定額に定めておくことを求める意見がある。このような意見を検討するに当たって参考となる現行の規律としては、例えば、民事執行法第156条第2項の規定により供託した第三債務者は、その費用を請求することができる（民事訴訟費用等に関する法律第28条の2第1項）、このうちの「供託に要する書類及び供託の事情

の届出の書類の作成の費用」（同項第3号）の額については、民事訴訟費用等に関する規則第8条の2により定額（その供託はその事情の届出1件につき150円）に定められていることを指摘することができる。

そこで、このような意見の考え方によった場合の試みの案としては、本文(5)イの規律に基づき金融機関等が請求することができる費用の額については、最高裁判所が定める額とすることが考えられる。

もっとも、このような考え方に対しては、金融機関等がその保有する情報を集約するために必要となる事務的な負担の程度やそれに伴って生ずる費用の額については、事案によって異なり得るものであり、一定額を規定するのは困難なのではないかとの指摘があり得る。

以上を踏まえ、費用の額等の定め方について、どのように考えるか。

6 情報の保護（本文(6)）

本文(6)は、試案の第1の2(6)と同様に、金融機関等から情報を取得する手続により債務者財産に関する情報を取得した申立人等が、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないものとするとともに（同ア）、この規律の違反に対する罰則を設けること（同イ）を提案するものである。

このうちの本文(6)イは、情報の目的外利用に対する罰則を定めるものとしているが、その罰則の具体的な内容としては、現行の財産開示手続に関する規定（民事執行法第206条第2項）を参考として定めることが考えられる。

（注1） 現状において振替社債等を取り扱う口座管理機関に関しては、例えば、株式会社証券保管振替機構の株式等振替制度（上場株式等を取り扱う振替制度）においては、直接口座管理機関（機構加入者）が170社、間接口座管理機関が123社あり、投資信託振替制度においては、直接口座管理機関（機構加入者）が172社、間接口座管理機関が638社であるとされている。

（注2） 最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁は、本案訴訟の被告Yの取引明細書について文書提出命令が発令され、相手方である金融機関が守秘義務を根拠に「職業の秘密」（民事訴訟法220条第4号ハ、第197条第1項第3号）に該当するので提出義務を負わないと主張して争った事案において、「相手方は、同取引履歴を秘匿する独自の利益を有するものとはいえず、これについてYとの関係において守秘義務を負っているにすぎない」としている。

もっとも、このような判断が金融機関の保有する顧客情報の全てに当てはまるとは限らず、田原睦夫裁判官は、同決定の補足意見において、「取引過程で金融機関が得た取引先の関連情報（顧客の取引先の信用に関する情報、取引先役員の個人情報等）」や「顧客に対する金融機関内部での信用状況解析資料、第三者から入手した顧客の信用情報等」については、「金融機関が独自に集積した情報として金融機

関自体に独自の秘密保持の利益が認められるものである」としている。

(注3) 第三者(訴訟の当事者でない者)に対して一定の情報提供義務を課す手続に関する現行の規定としては、調査の嘱託(民事訴訟法第186条)や文書送付の嘱託(同法第226条)の場面も参考になり得ると思われる。すなわち、これらの嘱託を受けた第三者は、公法上の回答義務を負うとされるものの、その嘱託に際して、必ずしもその嘱託要件の有無等に関する反論の機会が保障されているわけではない。